

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、A I メカテック株式会社と称し、英文では、AIMECHATEC, Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フラットパネル・ディスプレイ製造装置の製造・販売及びアフターサービス
2. 成膜製造装置の製造・販売及びアフターサービス
3. 半導体製造装置の製造・販売及びアフターサービス
4. 医療用機械器具の製造・販売及びアフターサービス
5. 各種電子部品製造装置の製造・販売及びアフターサービス
6. 各種精密機械器具の製造・販売及びアフターサービス
7. 各種一般機械器具の製造・販売及びアフターサービス
8. 前各号に関連する建設工事の請負
9. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を茨城県龍ケ崎市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、22,500,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ定めた順序による。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を 1 名以上選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③ 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に

終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役会の決議の方法）

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役の責任免除）

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

（監査役の報酬等）

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

② 前項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払いの配当金には利息をつけない。